

第3 安全運転の確保

6 道路交通に関する情報の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、甲府地方气象台、消防保安課、道路管理課、治山林道課、中日本高速道路株式会社
------	---

○実施計画の内容

【関東運輸局山梨運輸支局】

○「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策」

国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、地方連絡会議や関係業界を通じて、関係者への周知徹底を図る。

【甲府地方气象台】

○「気象情報等の充実」

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震、火山防災情報伝達体制の整備等

地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山に関する防災情報を迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 火山監視体制と噴火時等の避難計画の策定支援

富士山の火山活動の監視・評価の結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等を迅速かつ確実に伝達するとともに、平常時からの富士山火山防災対策協議会における避難計画の共同検討を通じて、計画の策定を支援する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、甲府地方气象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒

レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

【消防保安課】

○「危険物輸送業者への指導の推進」

消防庁から発出される法令等に関する通知や、危険物輸送に係る事故事例を速やかに各市町村（各消防本部）に展開することにより、同種事故の再発や大規模な災害の防止を図る。

【道路管理課】

○「気象情報等の充実」

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、必要に応じて道路利用者に提供する。

【治山林道課】

○「気象情報等の充実」

気象庁の気象情報等を細かく収集し、山梨県営林道維持管理要綱に基づいた通行規制を実施する。

【中日本高速道路株式会社】

○「気象情報等の充実」

道路の降雪状況や路面状況等情報を収集し、道路利用者への提供を推進する。

第4 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等改善の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>○「道路運送車両の保安基準の拡充・強化等」</p> <p>(1) 車両の安全対策の推進</p> <p>車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、令和3年6月に取りまとめられた報告書を踏まえ、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」及び「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱としつつ、車両の安全対策を推進する。</p> <p>(2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化</p> <p>車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、日本が副議長を担い議論を主導している国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において引き続き基準調和を進めながら、自動車等に係る安全性の向上を図る。</p> <p>○「先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進」</p> <p>先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産学官の協力により、車両の開発・普及の促進を一層進め、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」では、第7期ASV推進計画を立ち上げ、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、令和3年度から令和7年度の5年間で、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であっても、システムが安全操作を行う安全技術のあり方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組む。</p> <p>○「高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進」</p> <p>ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進する。</p> <p>障害物や歩行者等の他の交通参加者の見落とし等、認知ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることを踏まえ、更なる事故防止につなげるため、運転者や他の交通参加者に報知する技術について検討を行う。</p>	

第4 車両の安全性の確保

2 自動運転車の安全対策・活用の推進

実施機関 関東運輸局山梨運輸支局

○実施計画の内容

【関東運輸局山梨運輸支局】

- 「自動運転車に係る安全基準の策定」

令和2年3月に高速道路等における渋滞時等において作動する車線維持機能に限定した自動運転機能やサイバーセキュリティに係る安全基準を導入したところであるが、引き続き、自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能についての基準策定を進める。
- 「安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進」

地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、自動運転の社会実装に向けた取組を行う地方自治体に対して支援を行うなど、自動運転の普及・拡大に向けた取組を進める。また、自動運転車を活用したサービスの実現を目指す事業者が実証実験を安全に行い、事業化につなげられるよう、自動運転車が公道で直面しうるリスク要因に対する対応等をまとめた「セーフティアセスメント」のガイドラインの策定を進める。
- 「自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進」

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえようような取り組みを推進する。
- 「自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用」

令和6年10月に自動車検査に導入された「OBD検査※」を適確に運用する。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、形式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用等に努める。
- 「自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進」

自動運転車の事故の原因を究明するための調査分析及び再発防止に向けた提言を行うことを目的として令和2年度に設置された「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

※ OBD検査

自動車に掲載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査

第4 車両の安全性の確保
3 自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。</p>	

第4 車両の安全性の確保

4 自動車の検査及び点検整備の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>○「自動車の検査の充実」</p> <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。</p> <p>また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>○「型式指定制度の充実」</p> <p>自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図る。</p> <p>さらに、近年発覚した型式指定申請における不正行為を踏まえ、同種的不正事案を防止するため、型式指定に係る要件の強化等について検討を行う。</p> <p>○「自動車点検整備の充実」</p> <p>(1) 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全県的に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</p> <p>また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。</p> <p>(2) 不正改造車の排除</p> <p>道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。</p> <p>また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。</p> <p>(3) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上</p> <p>点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。</p> <p>また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。</p> <p>(4) 自動車整備技術の向上</p> <p>自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運転装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取</p>	

得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

第4 車両の安全性の確保
5 リコール制度の充実・強化

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のため、自動車製作者等のリコール業務について 監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、リコール制度の的確な運用のために、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。</p>	

第4 車両の安全性の確保
6 自転車等の安全性の確保

実施機関	県民生活支援課、交通企画課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【県民生活支援課】 自転車及び特定小型原動機付自転車等については、チラシ・ポスター、県や民間団体の広報誌、県広報CM、交通安全イベント、自転車小売業者・自転車貸付事業者の登録制度等を通じて、定期的な点検整備、正しい利用方法、自転車保険等への加入促進、灯火・反射器材の装備などの普及啓発を強力に行う。</p> <p>【交通企画課】 自転車等の運転手に対して、交通安全教育や広報啓発活動等の機会を通じ、自転車等の点検整備の重要性と実施要領について周知を図る。</p> <p>特定小型原動機付自転車販売事業所に対して、販売又は車体の引渡し時に、購入者に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）への適合及び自動車損害賠償責任保険（共済）への加入義務、標識の取付け義務等、利用に際しての必要事項について説明し、理解させてから販売するよう指導する。</p>	

第5 道路交通秩序の維持
1 交通指導取締りの強化等

実施機関	交通指導課、高速道路交通警察隊
<p>○実施計画の内容</p> <p>【交通指導課】</p> <p>○「一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等」</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>ア 取締りのあり方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進するため、GIS（交通事故分析システム）の活用による交通事故の発生状況等の分析結果に基づき取締り計画の見直しを行うなどPDCAサイクルに基づく取締りを推進する。</p> <p>イ 速度取締り指針の策定は、交通事故の発生状況や地域住民からの要望を踏まえるとともに必要に応じて検証と見直しを図るほか、県民に交通事故の抑止や被害軽減には、総合的な速度管理が重要であることについて理解を深めてもらうため、交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>ウ 地域の交通実態や交通事故の発生状況を分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動を推進し通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。</p> <p>(2) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りの推進</p> <p>飲酒運転、無免許運転、速度超過、横断歩行者妨害、信号無視、携帯電話使用等の重大な交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。</p> <p>特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者のみならず周辺者に対する捜査を徹底し、車両提供罪、同乗罪等についても確実な立件に努める。</p> <p>(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を推進するとともに、飲酒運転等の悪質・危険性の高い交通違反に対しては検挙措置を徹底する。</p> <p>【高速道路交通警察隊】</p> <p>○「高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等」</p> <p>(1) 警戒活動の強化</p> <p>高速自動車国道等においては、わずかな気の緩みや軽微な違反が重大事故につながることから、交通事故分析に基づき、パトカーのレッド走行による警らや、バス停留所・非常駐車帯などでの駐留警戒等、「ドライバーに緊張感を持たせ、安全運転を促す」ための見せる警戒活動を推進し、違反の未然防止及び交通流の秩序を図る。</p> <p>(2) 取締り機器の積極的かつ効果的な活用の推進</p> <p>高速自動車国道等における速度超過の取締りは、走行車両が一般道路に比べ高速度であるため、取締り警察官の殉職・受傷事故の危険性が高くなることから、管内道路で運用している速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。</p> <p>(3) 悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りの推進</p> <p>重大事故に直結する速度超過や、それに伴って敢行される通行帯違反、悪質・危険性の高い飲酒運転及び無免許運転を交通指導取締りの中心とするほか、危険性・迷惑性の高い妨害運転については妨害運転罪や道路交通法違反（車間距離不保持等）のほか、刑法犯での立件も視野に入れ、取締りの強化を図る。</p>	

第5 道路交通秩序の維持

2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

実施機関	交通指導課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【交通指導課】</p> <ul style="list-style-type: none">○「危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底」 飲酒運転、著しい速度超過が伴う交通事故等の発生時は、捜査の初期段階から危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等の適用を念頭に置いた緻密な捜査を推進する。○「交通事故事件等に係る捜査力の強化」<ul style="list-style-type: none">(1) 技能指導官による教養及び新任交通捜査員に対する育成教養を推進するなど捜査員の実務能力向上に努める。 また、悪質・危険性が高い交通事故事件及び事故原因の究明が困難な交通事故事件等に対しては、専任の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を効果的に運用するなど捜査支援体制の充実を図り、客観的な証拠収集の徹底等緻密な捜査を推進する。(2) ひき逃げ事故をはじめとする、重大な交通事故事件発生に伴う初動捜査を迅速かつ的確に推進するため、指定交通捜査員制度の効果的活用等による集中捜査体制の強化を図る。(3) 山梨運輸支局、損害保険会社、他関係機関等との連携を推進し、交通事故事件に係わる偽装事犯捜査の強化を図る。○「交通事故事件等に係る科学的捜査の推進」<ul style="list-style-type: none">(1) 科学的捜査を推進するため、交通事故鑑識官を効果的に運用し、現場資料の徹底した採取と各種捜査基礎資料及び鑑識装備資器材の整備充実を図る。(2) 証拠収集の万全を期すため、機動鑑識班との連携を強化するとともに、学識経験者等による鑑定を踏まえた捜査の推進を図る。(3) 交通事故事件捜査に関する専門的な知識技能の修得のため、専科教養をはじめとした実践的な教養訓練の計画的推進を図る。(4) 現場痕跡等からの速度鑑定、挙動解析等交通事故現場における緻密な捜査を徹底し、三次元レーザー計測図化システム（3Dスキャナ）の積極的活用を推進する。(5) 防犯カメラ映像等の客観的資料の収集を徹底し、入手画像からの速度鑑定や車種推定等への効果的な活用を推進する。	

第5 道路交通秩序の維持
3 暴走族等対策の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、甲府保護観察所、県民生活支援課、交通指導課、運転免許課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暴走族等に対する指導取締りの推進」 違法行為を敢行する旧車会員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを推進する。 また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行う。 ○「車両の不正改造の防止」 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全県的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。 <p>【甲府保護観察所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暴走族関係保護観察対象者の再犯防止」 暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。 <p>【県民生活支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実」 暴走族問題について関係機関より情報収集を行うなど連携を図っていく。 <p>【交通指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実」 県民に対して「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの周知を図るほか、報道機関に対して暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等に関する広報を積極的に行い、暴走族追放気運の醸成を図る。 ○「暴走行為阻止のための環境整備」 暴走族等及びこれに伴う群衆の蝟集場所として利用されやすい施設の管理者等との連携を強化し、暴走しにくい道路環境の整備、蝟集場所として利用されやすい施設の適切な管理等について積極的な働きかけを行う。 また、事前情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。 ○「暴走族等に対する指導取締りの推進」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴走族等の取締り能力の向上を図るべく、暴走族特別指定取締員に対する教養を推進するなど必要な取締り体制を構築するとともに、集団暴走行為等に対しては共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用した検挙、補導を徹底するなど、暴走族等に対する指導取締りを推進する。 (2) 関係都府県警察との情報共有を積極的に行うなど複数都県にまたがる広域暴走事案に迅速かつ効率的に対処できる体制づくりに努める。 (3) 消音器不備、空ぶかし等を行う不正改造車両に対しては検挙のほか整備通告についても積極的に行うなど、不正改造車両の排除に努める。 ○「暴走族関係事犯者の再犯防止」 あらゆる活動を通して暴走族等に関する情報収集を行い、暴走族グループ等の実態を把握した上、把握された構成員に対する個別指導・補導を推進するほか、暴走族関連事犯の捜査に際しても被疑者個々の行状、性格、環境等を考慮した指導・補導を通じて暴走族グループからの離脱を促し、グループの解体及び再組織化の防止を図る。 また、暴力団と関係を有する者についても同様に暴力団からの離脱するよう指導を徹底する。 <p>【運転免許課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暴走族関係事犯者の再犯防止」 暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。 	

第6 救助・救急活動の充実
1 救助・救急体制の整備

実施機関	まなび支援課、消防保安課、医務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課、交通企画課、運転免許課、中日本高速道路株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【まなび支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進」 教職員対象の心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む）の指導力・実践力の向上を図るための情報提供に努める。 保健体育などの授業において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について学習指導を行うための情報提供に努める。 <p>【消防保安課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進」 事故現場に居合わせた者が的確な応急手当が行えるよう、各消防本部における救急要請受信時の応急手当の口頭指導の推進及び、一般住民を対象とした講習会の開催や応急手当指導者の養成をするなど、より多くの住民が応急手当等を行えるよう普及啓発の促進を図る。 ○「救助・救急用資機材の整備の推進」 交通事故による救急・救助や多数の負傷者を伴う大規模交通事故等に的確に対応するため、県下消防本部に対して高度な応急処置を行うために必要な高規格救急自動車、高度救助資機材を積載した救助工作車の整備を推進する。 ○「消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進」 ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリの相互補完体制を含めて救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。 ○「救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実」 救急・救助業務の迅速かつ的確な遂行を図るため、山梨県消防学校において、救急隊員が行う応急処置の範囲の拡大に伴い設置された専科教育救急科の充実及び救助隊員が的確な救助活動ができるよう、高度資機材を使用した教育訓練の充実を図る。 <p>【消防保安課、医務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「中央自動車道等における救助・救急体制の充実」 中央自動車道消防相互応援協定等に基づき、関係機関相互の連携を強化し、中央自動車道、中部横断自動車道における救助・救急体制の一層の充実を図る。 ○「救急救命士の養成・配置等の促進」 県下の消防機関において計画的に救急救命士を配置し、質の高いメディカルコントロール体制を確保できるよう、救急救命士の実習等の充実に努める。 <p>【義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進」 AEDの適正配置に関するガイドラインや、各種通知等の周知を通し心肺蘇生法等の普及活動の推進に努める。 <p>【交通企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進」 安全運転管理者等に対し、日々変化する道路交通の現状や交通関係法令改正内容等の解説を始め、事業活動にともなう交通事故防止を促進するための安全運転管理に活用できる効果的な法定講習の実施を図るとともに、応急救護処置に関する知識の普及に努める。 <p>【運転免許課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及活動の推進」 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する 	

る知識の普及に努める。

【中日本高速道路株式会社】

○「救助・救急用資機材の整備の推進」

救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部の整備等を推進する。

○「高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備」

高速自動車国道における救急業務については、中日本高速道路株式会社が、道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村等においても消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため、関係市町村等との連携を強化するとともに、自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。

更に、高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

第6 救助・救急活動の充実
2 救急医療体制の整備

実施機関	医務課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【医務課】</p> <p>○「救急医療体制の整備」 休日及び夜間の軽症患者に対応する初期救急医療体制は、山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター、診療所が当番で診療に当たる在宅当番制により、重症患者に対する二次救急は、当番病院が対応する病院群輪番制により、さらに、緊急性の高い重篤救急患者に対する三次救急医療体制は、県立中央病院高度救命救急センターにより確保されている。</p> <p>また、小児の救急医療体制として、小児初期救急医療センターでの初期救急及び小児病院群輪番制による二次救急医療体制をとっている。</p> <p>更に、県下全域を対象に、インターネットを活用して医療機関の応需情報を収集し、搬送期間や住民へ情報提供を行うとともに、広域災害などに対応した情報システムにより、本県の救急医療体制を情報面から支援していく。</p> <p>今後の医師の高齢化や働き方改革の施行に伴い、救急医療を担う医師不足が見込まれる中、持続可能な救急医療体制の構築に向けた検討を行うとともに、これらの救急医療体制の円滑な推進及び一層の充実を図る。</p> <p>○「救急医療担当医師・看護師の養成」 山梨県医師及び看護師修学資金の貸与等の実施により、県内の医療機関等と連携しながら、医師及び看護師の確保及び資質の向上に努める。</p> <p>また、救急医療に携わる医師を育成するため、県内の臨床研修医に対し、日本救急医学会認定のICLSコースの受講を斡旋し、救急医療に関する教育・研修の充実に努める。</p> <p>更に、救急科の専門研修プログラムを県内2病院に設置し、専門医の養成を図るとともに、専門研修プログラム説明会を開催し、救急医療に携わる医師の確保を図る。</p> <p>看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。</p> <p>○「ドクターヘリ事業の推進」 救命率の大幅な向上や後遺症の軽減に向けて、県民に等しく高度・専門的な救急医療を提供するため、平成24年4月から、県立中央病院を基地局として山梨県ドクターヘリの運用を開始、平成26年8月から神奈川県及び静岡県との広域連携による相互支援を実施しており、引き続き円滑な運行を推進する。</p>	

第6 救助・救急活動の充実
3 救急医療機関の協力関係の確保等

実施機関	消防保安課、医務課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【消防保安課、医務課】</p> <p>救急医療機関や消防機関等の連携、協力体制を確保するため、引き続きメディカルコントロール協議会等を通じて救急医療機関内の受入れ、連絡体制の明確化等を図る。</p> <p>また、患者の搬送にあたっては、ドクターカーの活用やホットラインの利用など、円滑な患者搬送体制の確保に努める。</p> <p>更に、大規模な交通事故等に備え、平時より災害派遣医療チーム等を含めた訓練を行う。</p>	

第7 被害者支援の充実と推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>○「無保険(無共済)車両対策の徹底」</p> <p>自動車損害賠償責任保険(自賠責共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底する。</p>	

第7 被害者支援の充実と推進
2 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	県民生活センター、交通指導課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【県民生活センター】</p> <p>○「交通事故相談活動の推進」</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事故では、当事者（被害者・加害者）間の利害が相反し、主張がくい違い、紛争が生ずるケースが多い。</p> <p>交通事故相談を通じ、かかる紛争が速やかに終結するように助言することにより、被害者支援の充実に寄与するため、交通事故相談活動を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 専任相談員の研修会、講習会への積極的参加による資質の向上</p> <p>(2) 弁護士による相談の強化、充実</p> <p>(3) 広報媒体の活用並びにパンフレットの配布等による交通事故相談活動の周知徹底</p> <p>【交通指導課】</p> <p>○「損害賠償請求の援助活動等の推進」</p> <p>交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、4ヶ国の外国語版を含む「被害者の手引き」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により、刑事手続き、損害賠償手続き等を教示するとともに関係機関を紹介するなど適切な交通事故相談活動を推進する。</p>	

第7 被害者支援の充実と推進

3 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、甲府地方検察庁、甲府保護観察所、高校教育課、交通指導課、運転免許課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】</p> <p>○「自動車事故被害者等に対する援助措置の充実」</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 独立行政法人自動車事故対策機構（通称：ナスバ）による、交通遺児等に対する生活資金貸付けを推進する。(2) 独立行政法人自動車事故対策機構（通称：ナスバ）による、自動車事故によって重度の後遺障害（遷延性意識障害・重度脊髄損傷）を負った被害者の治療・看護を専門に行う療護施設の設置・運営、及び自動車事故によって後遺障害を負った被害者のリハビリテーションの機会確保に向けた取り組みを推進する。(3) 独立行政法人自動車事故対策機構（通称：ナスバ）による、自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給、並びに短期入院・入所に係る協力病院・施設の指定整備及び費用助成を推進する。(4) 独立行政法人自動車事故対策機構（通称：ナスバ）による、介護料受給者への訪問支援等による相談・情報提供等の充実・強化を図る。(5) 公益財団法人交通遺児等育成基金による、交通遺児に対する一定水準の育成給付金の給付が、長期にわたり安定的になされるよう援助を行う。(6) 在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（「介護者なき後」）に備えた環境整備を推進する。(7) 自動車事故による被害者をめぐる各種社会的資源やその生活実態の把握を進め、必要な支援策の具体化に向けた関係者間の調整を行う。 <p>○「公共交通事故被害者への支援」</p> <p>公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担う。</p> <p>引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取り組みを着実に進めていく。</p> <p>【甲府地方検察庁】</p> <p>○「被害者等通知制度の適切な運用」</p> <p>交通事故被害者等に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果及び加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。</p> <p>○「交通事故被害者等の心情に配慮した相談・支援業務の推進」</p> <p>被害者担当等において、交通事故被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、検察庁における各種手続の手助けを行う。</p> <p>○「交通事故被害者等に対する支援活動に関する情報提供」</p> <p>交通事故被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。</p> <p>【甲府保護観察所】</p> <p>○「交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」</p> <p>被害者等通知制度により、加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。</p> <p>また、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、交通事故被害者等からの相談に応じて、更生保護における被害者等施策の各種手続の手助けをするほか、必要な関係機関等を紹介するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進する。</p> <p>更生保護官署職員に対しても、各種研修において、交通事故被害者等や被害者支援団体関係者の講義を実施するなどし、交通事故被害者等の置かれている現状や心情などについて理解を深めるよう努める。</p>	

【高校教育課】

○「公共交通事故被害者への支援」

1 実施計画の方針及び重点

公益財団法人山梨みどり奨学会において、昭和44年度から実施している交通被災遺児に対する奨学金等の給付事業を本年度も引き続き実施し、経済的な援助と精神的な支援を図る。

2 実施計画の内容

(1) 奨学金給付事業

保育所・幼稚園児、月額 5,000円を給付する。

小学生、月額 5,000円を給付する。

中学生、月額 7,000円を給付する。

高校生、月額10,000円を給付する。

(2) 入学支度金給付事業

奨学金の給付を受けていた者が県内の小学校・中学校に入学した場合は、入学支度金30,000円を給付する。高等学校等に入学した場合は、入学支度金50,000円を給付する。

(3) 卒業祝金給付事業

中学校卒業時に進学しない者、又は高等学校卒業者に50,000円を給付する。

令和7年度事業計画

種 別	区 分	給付人数 (人)	事業費 (千円)
奨 学 金	保育所・幼稚園児	0	0
	小 学 生	4	240
	中 学 生	11	924
	高等 学 校 生 等	10	1,200
	小 計	25	2,364
入 学 支 度 金	小 学 生	0	0
	中 学 生	1	30
	高等 学 校 生 等	2	100
	小 計	3	130
卒 業 祝 金	中学校卒業後進学し ない者	0	0
	高等学校等卒業	6	300
	小 計	6	300
合 計		34	2,794

【交通指導課】

○「交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」

交通指導課に設置された被害者連絡調整官等が、各警察署が実施する被害者連絡について指導を行うなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が図られるよう捜査員に対する指導教養を推進する。

【運転免許課】

○「交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」

死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

第8 調査研究の充実

1 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、道路管理課、交通企画課、中日本高速道路株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局、道路管理課、中日本高速道路株式会社】 交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。</p> <p>【交通企画課】 交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の原因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。</p>	

第8 調査研究の充実
2 交通事故の長期的予測の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、道路管理課、交通企画課
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局山梨運輸支局】 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。併せて、交通事故に係る各種統計・データについて、EBPMの更なる推進を図る観点から、引き続きその充実・改善に取り組む。</p> <p>【道路管理課】 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。</p> <p>【交通企画課】 交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。</p>	

2 鉄道交通の安全

第1 鉄道交通環境の整備

実施機関	関東運輸局鉄道部、リニア・次世代交通推進課、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】</p> <p>○「運転保安設備等の整備」 曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転土異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。</p> <p>【リニア・次世代交通推進課】</p> <p>○「鉄道施設等の安全性の向上」 地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】</p> <p>○「鉄道施設等の安全性の向上」 橋台背面の路盤陥没対策等の橋梁の耐震補強工事を推進する。 切土・盛土の防災強化対策工事を推進する。 ホーム舗装修繕・改良による安全性向上対策を推進する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】</p> <p>○「鉄道施設等の安全性の向上」 災害対策として、落成危険地網や防護設備の新設等の落石対策、のり面の補強や排水設備の新設などの降雨対策等に取り組んでいる。踏切保安設備についても、老朽取替等に合わせて引き続き改良を進め、より安全性を高めていく。 地震対策では、地震による影響を最小限とするため、各種構造物の耐震補強を行っていく。 お身体の不自由な方やご高齢の方を含め、お客様に当社の鉄道を安全に、安心してご利用いただくため、いわゆるバリアフリー法をはじめ関係諸法令等に基づき、国・関係自治体と三者共同で設備の整備や改良等を行っている。駅における取組みとして、目の不自由な方のための誘導用ブロックやホームからの転落を防止するための点状ブロックの設置は全駅で完了しており、さらに点状ブロックについては、ホーム内側部分に線状の突起を設けてホームの内外がわかるようにした「内方線付き点状ブロック」への取替を順次進めていく。</p> <p>○「運転保安設備等の整備」 在来線ではATS-PTにより、列車から信号機や曲線、分岐器までの距離に応じて連続的に速度を照査し、列車が安全な速度を超える恐れのある場合には自動的に非常ブレーキをかけることで、安全を確保していく。ATS-PTは、当社の在来線全線区へ導入されている。 運転情報を記録する運転情報記録装置はすべての列車への整備を完了し、運転事故などの原因究明や運転士の日常指導に使用する。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】</p> <p>○「鉄道施設等の安全性の向上」 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。 老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、補強・改良を進める。 補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。 研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。 全駅構内監視カメラの設置による常時監視及び運用方法の拡大、全駅異常時でのインターホンの活用並びに全列車内防犯カメラの設置による不審者対策を実施する。 列車接近装置・自動案内放送等の増設・改修（多言語対応等）を行う。 バリアフリー対策の継続実施（視覚障害者対策のためのホーム列車接近音の導入完了）</p> <p>○「運転保安設備等の整備」 脱線の恐れのある箇所（曲線部）へ自動列車停止装置（ATS）の新設を行う。</p>	

第2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

実施機関	関東運輸局鉄道部、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】 人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者が一体となって、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道に関する正しい知識を浸透させる。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】 自動車教習所、自治会、小学校、幼稚園、保育所などを対象に、妨害防止についての協力を要請するほか、広報活動を行う。 看板、チラシ、放送等により鉄道妨害防止を呼びかけ、鉄道交通の安全意識の高揚を図ると共に、県・市町村広報紙による妨害防止への協力を要請する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】 鉄道事業者として安全・安定輸送を確保するために、踏切保安設備の改良などのハード対策のほか、春及び秋の全国交通安全運動に合わせて踏切事故防止キャンペーンを実施する。 キャンペーンでは、踏切通行ルールを守って頂くため、警察等と連携しドライバーへの安全通行を呼びかけるほか、自動車学校等を訪問し、踏切を安全に通行していただくPR活動を積極的に行う。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、踏切事故防止の啓蒙活動実施。鉄道事業者・携帯電話業者等が一体となって、鉄道利用者にホームにおける「歩きスマホ」による危険性の周知。 酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道に関する正しい知識を浸透させる。</p>	

第3 鉄道の安全な運行の確保

実施機関	関東運輸局鉄道部、甲府地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】</p> <p>○「保安監査の実施」 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施すほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効率的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p> <p>○「運転士の資質の保持」 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。</p> <p>○「安全上のトラブル情報の共有・活用」 鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。</p> <p>○「大規模な事故等が発生した場合の適切な対応」 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。 さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。</p> <p>○「運輸安全マネジメント評価の実施」 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。</p> <p>○「計画運休への取組」 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。</p> <p>【甲府地方気象台】</p> <p>○「気象情報等の充実」 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等</p>	

の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速に取り得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第3の6で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山防災情報伝達体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等が取るべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

【東日本旅客鉄道株式会社】

○「安全上のトラブル情報の共有・活用」

運転事故の発生に際しては原因究明のために調査を推進し、その結果を速やかに安全対策に反映させていきます。

○「気象情報等の充実」

防災情報システムにより、異常気象等の予報・警報等をローカルに把握できるようになったことから、鉄道交通の安全に関係のある異常気象に対し速やかに対応し、事故の防止軽減に努めます

○【東海旅客鉄道株式会社】

○「安全上のトラブル情報の共有・活用」

鉄道運転事故及び労働災害の防止に関する事項等を重点的に審議し、効果的な対策を立案・推進するため、本社に鉄道安全推進委員会を設置し毎月1回開催しているほか、必要に応じ専門委員会を置き、それぞれの専門の事項を集中審議しています。また、鉄道事業本部や支社単位等でも、それぞれ安全推進委員会を開催しています。安全推進委員会で決定された事項は、地区安全推進検討会を通じて、現業機関の社員に周知・徹底しています。

○「気象情報等の充実」

自然災害への備えとして、ハード・ソフト両面から安全性の確保を図ってきました。長雨や局所的な短時間豪雨等に対して、在来線の山間線区において、線路に隣接する溪流で土石流が発生する危険度をリアルタイムに評価する手法を開発しました。この手法は土石流の発生形態を2つに分類し、それぞれ溪流の流域をモデル化し、このモデルに対して実際の降雨量を入力することで発生危険度を見積もる方法です。本手法は2020年6月より在来線の運転規制に活用しており、降雨時における一層の安全確保に寄与しています。

【富士山麓電気鉄道株式会社】

○「安全上のトラブル情報の共有・活用」

安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知することによる事故等の再発防止に活用する。

運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

○「気象情報等の充実」

気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

第4 救助・救急活動の充実

実施機関	関東運輸局鉄道部、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】 大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制の充実及び通信手段の拡充を図る。 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導及び救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】 鉄道運行を所管する部署では、必要な社員に必要な教育を実施し、事故の際には「現地責任者」として指令の指示のもと、警察や救急隊員に対する列車運転状況の伝達やお客様の誘導など、安全確保等を図る連絡要員として対応する。また、鉄道車両の構造や救助方法など、消防と合同で研修会を実施するなど関係機関との連携を深める。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 事故防止技術向上及び異常時対応能力向上のために、時節に応じた各種訓練並びに点検を実施する。</p>	

第5 被害者支援の推進

実施機関	関東運輸局交通政策部
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局交通政策部】</p> <p>公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取り組みを着実に進めていく。</p>	

3 踏切道における交通の安全

第1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

実施機関	関東運輸局鉄道部、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】</p> <p>遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進する。</p> <p>また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>さらに特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道における踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。</p> <p>以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】</p> <p>踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備について、第11次山梨県交通安全計画の踏切対策基本方針に基づき、対象となる踏切について対策推進に協力する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】</p> <p>踏切整備につきましては、国の定める「交通安全基本計画」に従い、道路管理者との協議を踏まえ、立体交差化及び踏切の統廃合を促進するとともに、しゃ断機や警報機が設置された第1種踏切への改良、さらには踏切内において障害物を検知する障害物検知装置やしゃ断機が障害物により完全に降下しない場合に検知する棹照査機能の整備を計画的に進めてきた。</p> <p>その結果、当社発足時の昭和62年度と比較して、踏切を270箇所以上廃止したほか、第1種踏切は全体の9割以上を占め、障害物検知装置を600箇所以上増設するなど、踏切における安全性の向上を図り、踏切障害事故の発生を減少させてきた。</p> <p>併せて危険な事象を事前に検知し列車を停止させる「踏切支障」については、特に年間を通じて多く発生している箇所に対して、原因の解明と有効な対策の実施に取り組んでいる。</p> <p>今後も計画的かつ継続的に踏切の安全性向上に努める。</p>	

第2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

実施機関	関東運輸局鉄道部、道路管理課、交通規制課、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。</p> <p>【道路管理課】 道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p> <p>【交通規制課】 ・ 交通規制の実施等 踏切道及びその周辺道路の環境を勘案し、車両通行止め、一方通行等の交通規制を実施する。 併せて、道路標識の高輝度化等による 視認性の向上を図る。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】 「とりこ」の脱出方法及び踏切非常ボタンの取扱方の周知徹底 踏切照明設備及び注意標識の点検整備 踏切及び線路の巡回強化 安全通行のPR等広報活動の強化 交通量の多い箇所を選定し「安全運行モデル踏切」に指定して安全通行意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携を密にして、安全思想の普及と事故防止の啓発を行う。 車両制限令（昭和63年7月17日、政令265号）により、道路幅員に対する通行可能な車両幅を制限されているので、このことを踏まえて踏切幅員3.5M未満の踏切は、大型車通行禁止（C規制）について、関係箇所と打ち合わせ調整を図り、実施できるよう取り組む。 踏切幅員3.5M以上の無規制踏切でも、自動車の進出側に交差点又は曲がり角がある場合、大型車が1回で曲がりきれず当該車及び後続車が踏切内へ閉じ込められる危険がある為、大型車通行禁止（C規制）ができるよう取り組む。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】 踏切における事故の防止対策として、ハード対策では、踏切遮断機や警報機のある踏切への改良のほか、各自治体と協議を進め、踏切自体を廃止する立体交差化などの抜本的な対策を進めていく。 また、踏切内で障害物を検知した場合は、専用 の信号機が発光し、運転士が手動で列車を停止させているが、この手動操作を補完し、踏切より手前で自動的に列車を停止させる「踏切用ATS装置」の新設を進めていく。 これらの取り組みにより、踏切事故は会社発足時と比較して大幅に減少致した。今後も、安全の確保に万全を期す。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】 現在使用している踏切設備のうち、老朽化が進んだものに対しては、更新を実施する。 踏切道の老朽化、消耗の著しいところについては修繕を行う。</p>	

AIカメラを活用した踏切道内での滞留時等に発報するシステムの導入を進めていく。

第3 踏切道の統廃合の促進

実施機関	関東運輸局鉄道部、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】 踏切統廃合・踏切歩道整備について第11次山梨県交通安全計画の踏切対策基本方針に基づき、対象となる踏切について対策推進に協力する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】 踏切道改良促進法では、国が「改良すべき踏切」を指定し、その踏切について鉄道事業者と道路管理者が協議して、改良を実施するとされている。指定された踏切に対しては、自治体と当社の間で踏切の立体交差化や踏切統廃合等の改良計画を策定し、改良を実施する事となる。 また、2021年4月の法改正により、踏切改良にかかる費用の国の負担または補助の割合の特例が規定されるなど、改良計画が今まで以上にスムーズに進み、鉄道の安全がより高まるものと考えている。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】 近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p>	

第4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

実施機関	関東運輸局鉄道部、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
<p>○実施計画の内容</p> <p>【関東運輸局鉄道部】</p> <p>緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。</p> <p>また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。</p> <p>平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進する。</p> <p>【東日本旅客鉄道株式会社】</p> <p>春、秋の交通安全運動及び踏切キャンペーンを実施して、踏切の無謀通行等鉄道交通の事故防止に努めるとともに、特に線路への置き石及び悪質な妨害行為が多発傾向にあるので、鉄道妨害防止運動を展開し、妨害行為の撲滅と、安全で快適な交通環境を確保するため、これらの対策と広報活動を積極的に推進する。</p> <p>【東海旅客鉄道株式会社】</p> <p>在来線の安全性向上にむけて、鉄道と道路の交点である踏切における事故を防止することは重要との認識の下、当社は、ハード、ソフトの両面から踏切事故防止対策を積極的かつ計画的に推進してきた。</p> <p>ハード対策としては、踏切遮断機や警報機のある踏切への改良のほか、各自治体と協議を進め、踏切自体を廃止する立体交差化などの抜本的な対策を進めている。</p> <p>また、踏切内で障害物を検知した場合は、専用の信号機が発光し、運転士が手動で列車を停止させているが、この手動操作を補完し、踏切より手前で自動的に列車を停止させる「踏切用ATS装置」の新設を進めていく。</p> <p>ソフト対策としては、踏切通行ルールを守って頂くため、春・秋の全国交通安全運動で、警察等と連携しドライバーへの安全通行を呼びかけるほか、自動車学校等を訪問し、踏切を安全に通行していただくPR活動を積極的に行う。放送、看板掲示による駅、車内等での啓発活動なども実施していく。</p> <p>こうした取組の結果、踏切事故は会社発足時と比較して大幅に減少致しました。今後も、安全の確保に万全を期す。</p> <p>【富士山麓電気鉄道株式会社】</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止の啓蒙活動を実施する。</p> <p>学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p>踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。</p> <p>災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。</p>	

山梨県交通安全スローガン

- ・ 守るのは マナーと家族と 君の明日
- ・ あおっちょし！命とルール 守ろうよ
- ・ 交差点 未来を分ける 分岐点
- ・ 山なしけん うみなしけん じこなしけん
- ・ 自転車も 車の一種 注意して
- ・ 歩行者も いつもこころに 免許証

(令和3年度から令和7年度まで使用)